

鈴鹿市告示第 3 0 号

鈴鹿市乳幼児健康支援一時預かり事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 2 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市乳幼児健康支援一時預かり事業実施要綱の一部を改正する告示
鈴鹿市乳幼児健康支援一時預かり事業実施要綱（平成 1 5 年鈴鹿市告示第 5 9 号）
の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(利用定員) 第 4 条 実施施設の利用定員は、1 施設について <u>12人</u> 以内とする。	(利用定員) 第 4 条 実施施設の利用定員は、1 施設について <u>6人</u> 以内とする。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。